

平成 28 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 日 本 ハ ウ ス  
ホ ー ル デ ィ ン グ ス  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 成 田 和 幸  
( コー ド : 1 8 7 3 東 証 第 一 部 )  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 名 取 弘 文  
T E L ( 0 3 ) 5 2 1 5 - 9 9 0 7

## 平成 28 年 10 月 期 第 1 四 半 期 報 告 書 の 提 出 期 限 延 長 に 関 する 承 認 申 請 書 提 出 の お 知 ら せ

当社は、平成28年3月6日開催の取締役会において、以下のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の提出を行うことについて決議し、本日提出しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 対象となる四半期報告書

平成28年10月期第1四半期報告書

#### 2. 延長前の提出期限

平成28年3月16日

#### 3. 延長後の提出期限

平成28年4月15日

#### 4. 提出期限の延長を必要とする理由

平成 28 年 3 月 7 日 付 「 子 会 社 に お け る 不 適 切 な 会 計 処 理 の 判 明 お よ び 平 成 2 8 年 1 0 月 期 第 1 四 半 期 決 算 発 表 延 期 の お 知 ら せ 」 の と お り 、 当 社 の 連 結 子 会 社 で あ る 株 式 会 社 銀 河 高 原 ビ ー ル に お い て 、 不 適 切 な 会 計 処 理 が 行 わ れ て い た こ と が 判 明 い た し ま し た 。

当社では、社内調査委員会を設置し、事実関係の確認および原因究明を行うとともに、他の子会社についても同様の問題がないか確認しておりますが、同委員会による当該調査が継続しており、現時点では、決算数値が確定するまでには相当な日数を要すると見込まれます。また、監査法人においても追加的な監査手続きが必要となり、相当の日数を要する旨の連絡を受けております。

以上のような状況により、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の提出期限である平成 28 年 3 月 16 日までに当第 1 四半期報告書の提出は困難であるとの判断に至り、提出期限を平成 28 年 4 月 15 日とした提出期限延長の承認申請を行うことといたしました。

株主様をはじめとする投資家の皆様、お取引先様、当社のお客様に対しては、多大なるご心配とご迷惑をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げます。

#### 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長申請が承認された場合には速やかに開示いたします。

以上